

東京聖栄大学機関リポジトリ運用規程

(目的)

第1条 この規程は、東京聖栄大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、リポジトリとは、本学における教育研究活動の成果物を電子的な形態によって蓄積・保存し、学内外に無償で提供することにより、本学の教育研究活動の発展に寄与するとともに、社会貢献を果たすためのシステムをいう。

(管理及び運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、東京聖栄大学図書館(以下「図書館」という。)が行い、必要事項の検討審議は図書館委員会(以下「委員会」という。)において行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに資料を登録できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、または在籍したことがある教職員
- (2) その他委員会が適当と認めた者

(対象資料)

第5条 リポジトリに登録する資料は、本学における教育研究の成果物(学術論文、紀要、本学刊行資料、研究報告、その他)で、以下の要件を充たすものとする。

- (1) すでに公表済みのものであること。
- (2) 第4条に該当する登録者が作成したものであること。
- (3) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて公開及び配信が可能であること。
- (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続き)

第6条 リポジトリに資料の登録を希望する者は、所定の用紙に記入の上、資料を図書館へ提出するものとする。ただし、本学発行の紀要に掲載された論文でネットワークを通じて配信することを作成者が許諾しているものについてはこの限りではない。なお、資料の提供は無償とする。

(利用許諾)

第7条 登録者は、リポジトリでの公開において、次の各号に定める事項を許諾したものと
する。

- (1) 資料を複製し、リポジトリを構築するサーバへの格納
- (2) 資料のネットワーク上での不特定多数への無償公開
- (3) 保存及び利用可能性維持のための資料の複製・媒体変換

(共著者がいる場合の許諾)

第8条 登録資料に共著者又は著作権を共有する者がいる場合は、あらかじめ登録者が他
の著作権者の利用許諾を得なければならない。

(著作権の帰属)

第9条 リポジトリへの格納後の資料の著作権は、公開後も著作権者に帰属する。

(資料の取り扱い)

第10条 図書館は資料を適切な状態で保存することとする。保存年限については、特に登
録者からの申し出がない限り、原則無期限とする。また登録者が本学から離籍した場合であ
っても、原則として公開の停止は行わない。

(訂正・削除)

第11条 登録者から資料訂正の申請があり、委員会が承認した場合、該当資料を訂正、再
登録することができる。

第12条 次の各号の理由が認められた場合は、資料を削除することができる。

- (1) 登録者が削除を申請し、委員会がこれを承認したとき。
- (2) 委員会において公開が適当でないと判断したとき。

(免責事項)

第13条 登録された資料等の内容に関する責任は、当該登録者が負うものとする。

2. 本学は、リポジトリに登録された資料を利用することで発生した登録者、著作権者又は
利用者の損害・不利益については、一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会で審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(その他)

第15条 この規程に定めるものの他、リポジトリの運用に関する細目については必要に応じて委員会が定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。